

近年の金融システム改革の概要

年 月	制 度 改 革 等
平成5年1月	「共同債権買取機構」設立
2月	株式累積投資制度導入
3月	海外に営業拠点を有する金融機関等の自己資本比率を8%以上とする大蔵省告示を发出
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融制度改革法」施行（①証券子会社・信託銀行子会社の設立、②地域金融機関による信託業務への参入、等） ・貸付信託予想配当率を独自設定方式に変更
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期性預金金利の完全自由化 ・小口MM C廃止
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利預金（期間3年まで）・中長期預金（期間4年までの固定金利預金）の取扱開始 ・個人向け利付債取扱開始 ・新型貯蓄預金の商品性自由化（スウィングサービス付与、最低預入残高制限撤廃）
平成6年4月	大口取引（10億円超）の株式売買委託手数料の自由化
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法一部改正法」公布（自己株式取得規制緩和に対応して内部者取引規制等を整備、10月1日施行） ・「不動産特定共同事業法」公布（7年4月1日施行）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性預金金利の完全自由化 ・MM F、中期国債ファンドの商品性改善（最低購入単位50→10万円） ・期間5年までの固定金利預金（中長期預金）の導入
平成7年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の店舗設置数規制を撤廃 ・「保険業法」「同整備法」公布（標準責任準備金制度の導入、ソルベンシーマージン基準の導入、子会社方式による生損保の相互参入、総代会に関する規定整備等、8年4月1日施行）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利預金の期間制限の撤廃 ・株式ミニ投資制度取扱開始
12月	金融制度調査会答申「金融システム安定化のための諸施策」
平成8年1月	国内債の適債基準及び財務制限条項の設定義務付け
4月	新保険業法の施行
6月	「住専処理法」「金融3法（健全性確保法、更生特例法、預金保険法改正法）」成立
7月	「住宅金融債権管理機構」設立
9月	「整理回収銀行」設立
11月	総理から金融システム改革指示
12月	「行政改革プログラム」（閣議決定：金融検査監督庁（仮称）設置等）